

資料 3

富士見市いじめ防止基本方針について

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定を踏まえ、埼玉県では平成29年7月「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定した。それに伴い、本市でも、引き続きいじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進していくため「富士見市いじめ防止基本方針」の見直しを行っている。

〈主な改定・追加予定事項〉

○いじめ防止に向けて

- ・子どもと向き合う時間の確保
- ・学校評価への位置づけ
- ・東日本大震災により被災した・原発事故により避難している児童生徒への配慮
- ・配慮が必要な児童生徒への対応

○いじめの解決に向けた対処

- ・家庭や地域との連携
- ・関係機関との連携

○その他

- ・いじめ解消の要件とは
 - ①いじめに係る行為の解消
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと